

貿易救済措置をめぐる最近の情勢について

令和4年7月7日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

1. 経済安全保障推進法について

経済安全保障推進法の概要（2022年5月11日成立）

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」

趣旨

- 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

概要

第1章 総則

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- 規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない

第2章 重要物資の安定的な供給の確保

第3章 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

第4章 先端的な重要技術の開発支援

第5章 特許出願の非公開

施行期日

公布後6月以内～2年以内で段階的に施行予定。

重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要①

(経済安全保障推進法 第2章)

趣旨

- 国民の生存や、国民生活・経済に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図ることは重要。
- 重要な物資の安定供給確保を講じる制度を整備する必要。
- 政府は安定供給を確保すべき物資を指定。所管大臣は民間事業者が策定した供給確保のための計画を認定し支援措置を実施。民間への支援では対応が難しい場合には特別の対策を措置。

概要

1. 特定重要物資の安定供給確保に関する基本指針を策定

2. 特定重要物資の指定（政令指定）

特定重要物資	国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資
--------	---

3. 安定供給確保取組方針の策定

- 所管大臣が特定重要物資又はその原材料等の安定供給確保を図るための取組方針を策定。

重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要②

(経済安全保障推進法 第2章)

4. 民間事業者による供給確保計画の策定と支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の安定供給確保のための取組（※）に関する計画を作成し、所管大臣の認定を受けることが可能。認定を受けた事業者は、以下の支援を受けることが可能。
（※）生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資開発 等
- (1) 安定供給確保支援法人等による助成等の支援
 - ① 認定供給確保事業者の取組への助成
 - ② 認定供給確保事業者へ融資を行う金融機関への利子補給
- (2) 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）
- (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例
- (4) 中小企業信用保険法の特例

5. 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資と政府による取組等

- ・4. の民間事業者への支援措置では安定供給確保を図ることが困難な場合、所管大臣は「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」として指定。所管大臣は、備蓄等の必要な措置を講ずる。

6. 特定重要物資等に係る市場環境の整備（公正取引委員会・関税定率法との関係）

7. その他

- ・所管大臣は各物資の生産・輸入・販売の事業を行う者に対し、その状況について調査を実施可。

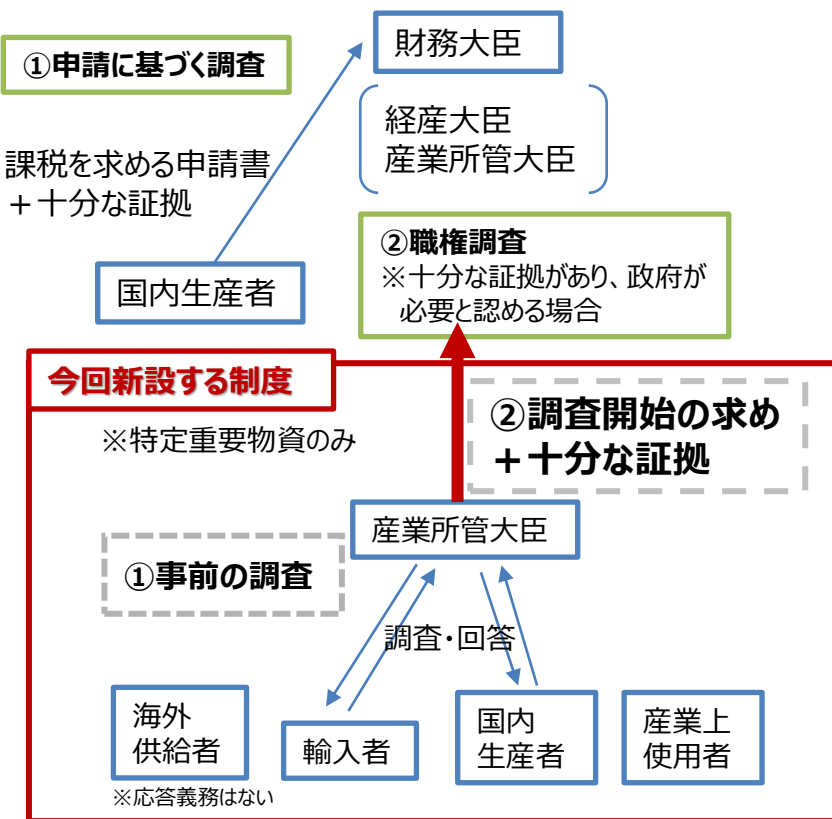
施行期日

公布後9月以内

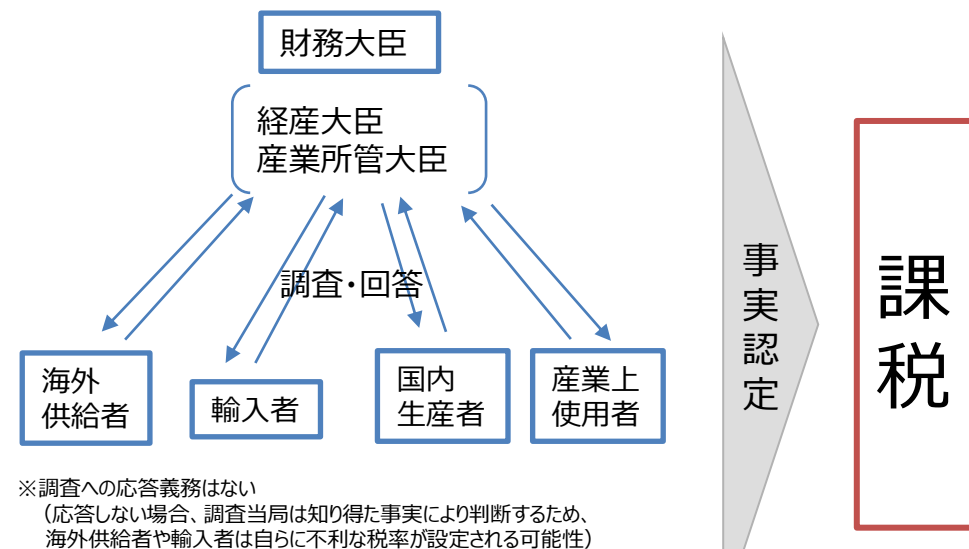
経済安保推進法における対応

- 経済安保推進法において、特定重要物資等に係る産業を所管する主務大臣は、①事前の調査を実施し、必要があると判断されれば、関税定率法に基づく②AD、CVD、SG措置に係る調査を行うよう財務大臣に求めることができるように規定。
- 調査開始の求めに十分な証拠があり、政府が必要と認める場合には、関税定率法に基づき調査を開始。

現行の調査開始手続



AD/CVD調査



調査開始

事実認定

【参考】経済安保推進法 <抜粋>

(特定重要物資等に係る関税定率法との関係)

第三十条 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第二項に規定する補助金をいう。以下この項において同じ。）の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、不当廉売（関税定率法第八条第一項に規定する不当廉売をいう。以下この項において同じ。）された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第五項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

3 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実及び当該貨物の輸入がこれと同種の物資その他用途が直接競合する物資の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関税定率法第九条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による調査の求めをした場合であって、当該調査を開始することが決定したときは、当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 (略)

2 主務大臣は、第三十条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、これらの規定による調査の求めに必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前二項の規定により報告又は資料の提出の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならない。

4～9 (略)

2. 溶融亜鉛めっき鉄線に係る 調査対象範囲の拡大について (迂回防止への対応)

溶融亜鉛めっき鉄線に係る調査対象範囲の拡大

- 溶融亜鉛めっき鉄線については、令和3年6月にアンチダンピング（AD）調査を開始。
- 調査の過程で、ホウ素（ボロン）が添加された鉄線（ボロン添加品）が生産・輸出されていることが判明。ボロン添加品については、実質的に同一の物的・科学的特性を有するにもかかわらず、HSコードが異なることから、調査対象貨物の範囲から外れていたところ。
- ボロン添加品は、溶融亜鉛めっき鉄線に対するAD課税の迂回的手段となり得ることから、今回、調査対象貨物の範囲を拡大し、調査期間を令和4年12月13日まで6か月延長することとした。

本改正の意義

◎ ボロンの添加による迂回の防止

ボロンを少量添加し、異なるHSコードとすることによりAD課税を回避する行為は、迂回の類型のうち「微少変更品」に該当。

調査期間中に、調査対象貨物の範囲を拡大することにより、迂回を未然に防止

参考：スケジュール

- 4月28日 調査対象貨物の範囲変更（告示改正）、調査期間の延長（告示）
同日付で両省でプレスリリース
- 11月 関税・外国為替等審議会
- 12月13日 最終決定期限

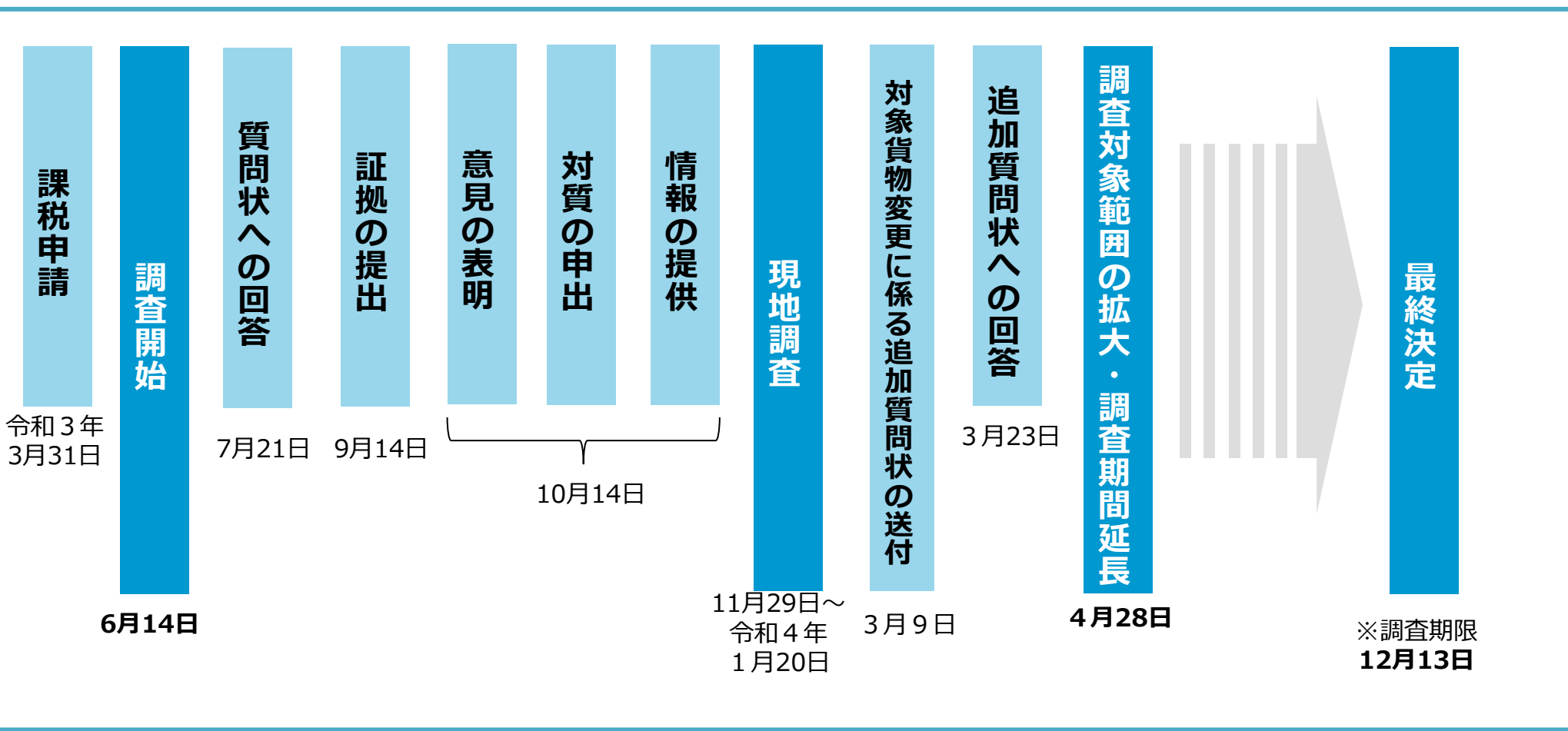
<溶融亜鉛めっき鉄線>



特徴：伸線工程を経た鉄又は非合金鋼の線の表面に亜鉛めっきを施したもの

主な用途：フェンス等の金網類、有刺鉄線、パルプ結束線等

【参考】溶融亜鉛めっき鉄線のA D調査スケジュール



迂回防止に対する基本的な考え方

- 米欧と異なり、日本のAD調査制度上、迂回調査のための制度はないが、当初調査において、迂回に対応すべく調査対象製品の範囲を確定。

※当初の調査対象製品を外れる製品については、迂回防止措置として既存のAD措置を拡張することが合理的といえるかどうかは慎重に検討すべき。

「迂回」の類型（ただし、明確な定義はなく、各国間で共通の理解は形成されていない）

- ①輸入国迂回：輸出国から課税対象製品を輸出する代わりに、輸入国に課税対象製品の部品を持ち込み、国内で課税対象製品と同種の製品を組み立てる。
- ②第三国迂回：輸出国から課税対象製品を輸出する代わりに、第三国に課税対象製品の部品を持ち込み、そこで課税対象製品と同種の製品を組み立てて輸入国へ輸出する。
- ③微小変更品：課税対象製品そのものを輸出するのではなく、課税対象製品に微小な変更を加えた製品を輸出する。
- ④後発産品：課税対象製品そのものを輸出するのではなく、課税後に新たに開発された産品を輸出する。

各類型に対する日米欧の対応

迂回の類型	米国 迂回調査	EU 迂回調査	日本 制度なし（通常のAD調査で対応）
①輸入国迂回	○	○	○ 当該品目に対する新規調査で対応
②第三国迂回	○	○	○ 当該国からの新規調査で対応
③微少変更品	○	○	○ 新規調査または調査中に判明すれば調査対象貨物を拡大 (例) ① 水酸化カリへの課税後炭酸カリへの新規調査開始 ② 溶融亜鉛めっき鉄線に係る調査対象範囲の拡大
④後発産品	○	×	○ 当該品目に対する新規調査で対応

3. 通商拡大法232条を巡る状況について

通商拡大法232条を巡る状況

- 米国は、1962年通商拡大法232条に基づき、2018年3月から、鉄鋼・アルミニウム製品輸入に対し、追加関税賦課を開始。日本からの輸入に対しても、鉄鋼製品に25%、アルミ製品に10%の追加関税が課されていたところ。
- 2021年11月から、本件の解決に向けた日米協議を開始し、2022年2月、鉄鋼及びアルミニウム産業に関する共同声明を発表。同日、米国が、日本に対して125万トンの非関税枠を設けることを発表。共同声明において、A D措置等の適切な国内措置の実施について規定。

日米共同声明（概要）

鉄鋼及びアルミニウム産業を維持するため、非市場的な過剰生産能力に対応する以下の枠組みを実施

a) 貿易救済／税関協力

- ・ 貿易救済及び税関事務に関する日米連携の拡大
- ・ 関税回避、職権調査の可能性等の課題についての情報共有 等

b) モニタリング

- ・ 両国間の鉄鋼及びアルミニウム貿易のモニタリング

c) 非市場的な過剰生産能力及び炭素強度に関する協調

- ・ 共同声明から6か月以内に正式な手続を開始することを視野に、A D、C V D、S G措置等の適切な国内措置の実施
- ・ 鉄鋼及びアルミニウムに関する輸入データの共有。輸入の急増に関し、非市場的な過剰生産能力に対応するための措置を講ずることを確保する観点での協議の実施 等

d) レビュー

- ・ 本枠組の運用及び協調の継続に係るレビューを毎年実施。

【参考】日米共同声明 <仮訳>

日米共同声明

日本及び米国は、各々の基幹産業である鉄鋼及びアルミニウム産業を維持するため、非市場的な過剰生産能力に対応する共通の意欲を踏まえ、両国は次の枠組みを実施する：

協調の継続

a. 貿易救済/税関協力：

過剰生産能力への対応に向けた取り組みを進めるため、両国は貿易救済及び税関事務に関する日米間の連携を拡大させることに合意する。日本及び米国はまた、詐称／関税の回避及び迂回の識別に対応する手法や職権調査の可能性等の課題について、適当な範囲において、公表情報及びベストプラクティスを共有する。両国の政府職員はまた、連携して関連する分野における産業界の関与を得て、その意見を聴取するとともに見解／懸念を共有することができる。

b. モニタリング：

日本及び米国は両国間の鉄鋼及びアルミニウム貿易をモニターする。

c. 非市場的な過剰生産能力及び炭素強度に関する協調：

日本は、鉄鋼に関してより市場志向的な条件を確立するため、本共同声明から6ヶ月以内に正式な手続きを開始することを視野に、アンチ・ダンピング、相殺関税、セーフガード措置や少なくともそれと同等の効果をもつ他の措置など、適切な国内措置を実施する。

日本及び米国は、第三国市場からのものを含め、鉄鋼及びアルミニウムに関する輸入データを共有し、要請に応じて、輸入の急増に関して、両国が非市場的な過剰生産能力に対応するための措置を講じていくことを確保する観点で協議を行う。

日本は、非市場的な過剰生産能力に対応するために取り得る国内措置や市場動向及び市場間の価格差、国内産業の状況、第三国市場向けを含む輸出入データの分析を含め、世界の鉄鋼及びアルミニウム市場の状況について米国と議論する。

日本及び米国は、世界の鉄鋼及びアルミニウム部門における非市場的な過剰生産能力に対応し、調整や解決に貢献するため、追加的な行動の展開を視野に、定期的に協議のための会合を開催することに合意する。

日本及び米国は、世界の鉄鋼及びアルミニウム産業における非市場的な過剰生産能力及び炭素強度の双方に対応する鉄鋼及びアルミニウムに関するグローバルなアレンジメントに向けた議論の開始について対話を行う。

これらの議論を促進し、共通理解を得るため、日本及び米国は、鉄鋼及びアルミニウムの炭素強度を計算する方法について議論し、鉄鋼及びアルミ部門の排出量を含む関連データを共有する。

d. レビュー：

米国及び日本はこの枠組みの運用及び協調の継続についてのレビューを、世界の鉄鋼及びアルミニウム市場や米国の需要及び輸入に関する変化を参照しつつ、毎年行うことに合意する。